

医薬品の販売又は授与を行う体制の概要①（店舗販売業）

記載例

店舗の所在地
店舗の名称

【店舗の業務内容】

販売・授与する医薬品の区分	要指導医薬品	<input type="checkbox"/>	※取り扱う区分に○を入力
	第1類医薬品	<input type="checkbox"/>	
	指定第2類医薬品	<input type="checkbox"/>	
	第2類医薬品	<input type="checkbox"/>	
	第3類医薬品	<input type="checkbox"/>	
兼営事業の種類		管理医療機器販売業	

※特定販売を行う場合、別途【特定販売に関する事項】を提出してください。

【通常の週当たり開店時間等】

店舗の開店時間	72	時間	→①
要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	72	時間	→②
要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	32	時間	→③
要指導医薬品又は一般用医薬品の情報提供等するための設備	2	か所	→④
うち、要指導医薬品又は第一類医薬品の情報提供等するための設備	1	か所	→⑤

【要指導医薬品又は一般用医薬品の販売等に従事する薬剤師及び登録販売者の勤務状況】

※勤務時間数は、週当たりの各専門家の勤務時間数の総和とし、特定販売のみに従事する勤務時間数は除く。

要指導・一般用医薬品の販売等	薬剤師	32	時間	計	170	時間	→⑥
	登録販売者	138	時間				
要指導・第一類医薬品の販売等	薬剤師	32	時間	→⑦			

【体制省令への適合状況】 * 体制省令：薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令

(要指導・一般用医薬品の販売等に従事する専門家の勤務時間数) / (情報提供等する設備数) ≥ (販売する開店時間)	
⑥ 170 / ④ 2 = 85 ≥ ② 72 (体制省令第2条第1項第4号)	<input type="checkbox"/>
(要指導・第一類医薬品の販売等に従事する薬剤師の勤務時間数) / (情報提供等する設備数) ≥ (販売する開店時間)	
⑦ 32 / ⑤ 1 = 32 ≥ ③ 32 (体制省令第2条第1項第5号)	<input type="checkbox"/>

・業務体制の概要については「業務体制①」のシート(このシート)及び「業務体制②」のシートいずれも記載してください。
・水色のセルに申請者の店舗の情報等を記載してください。それ以外の欄は記載不要です。

合わせて行う薬事関係法令の業種を記載。

・週当たりの医薬品の販売に従事する薬剤師、登録販売者の従事時間の合計を記載してください。
(例えば、登録販売者2名が40時間ずつ勤務している場合は80と記載)
・薬剤師が勤務していない場合、薬剤師の従事時間の欄には「0」を記載してください
・合計の時間は水色のセルから計算するため、申請者では入力しないようお願いいたします(以下同じ)。

